

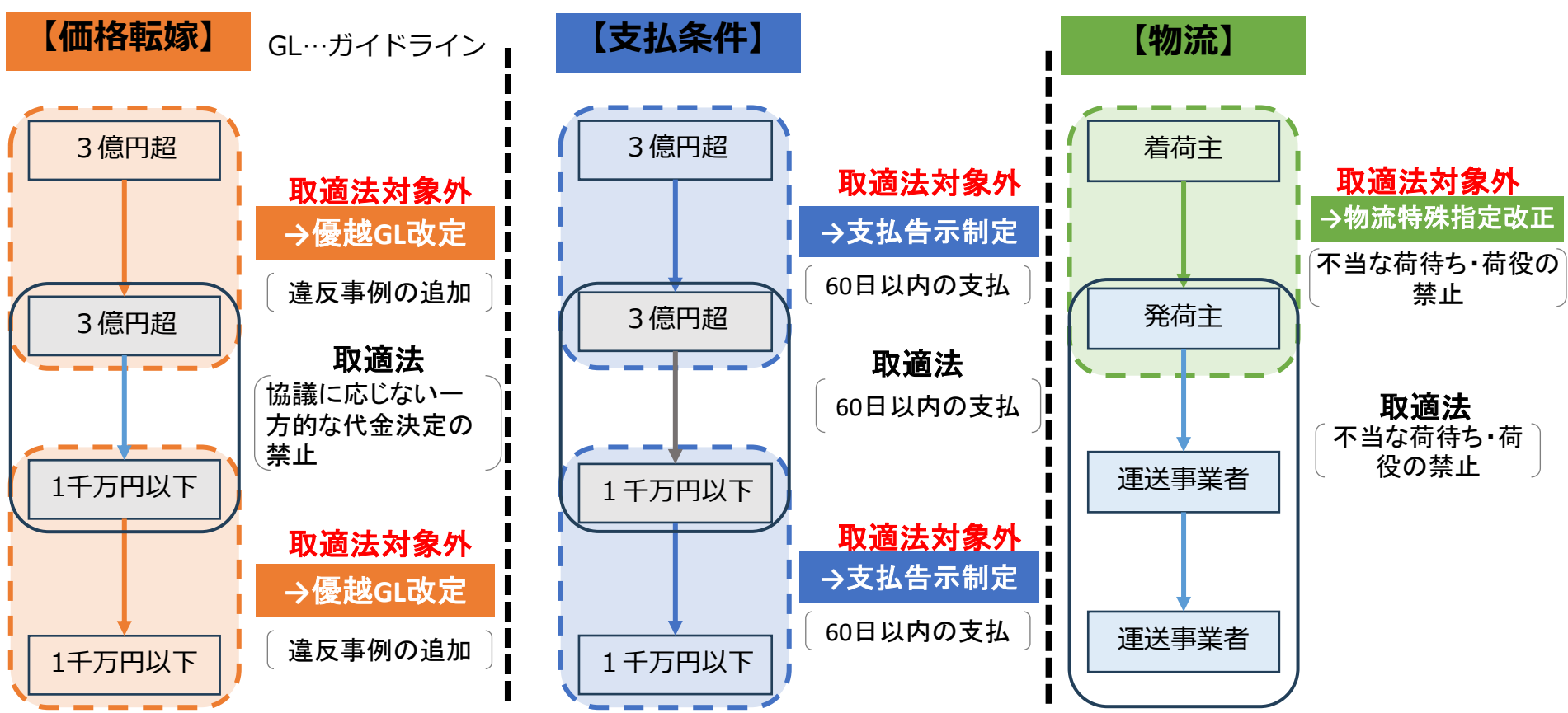


- ・ 物流特殊指定の改正、支払告示・支払告示運用基準の制定、優越ガイドラインの改定について
- ・ 知財取引指針の策定について（知的財産取引適正化ワーキンググループでの議論を踏まえて）

令和 8 年 6 月 2 9 日
公 正 取 引 委 員 会
中 小 企 業 庁

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題（全体像）

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠。**
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、**に向けて優越的地位の濫用に対する規制を整備。**



□ ……取適法対象取引

物流特殊指定、支払告示、優越ガイドラインについて

経緯・概要

- ・令和7年5月、取引適正化・適切な価格転嫁を図るため、下請法が改正された（令和8年1月取適法施行）。
- ・サプライチェーン全体で取引適正化・適切な価格転嫁を定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
- ・そこで、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化（支払サイトの短縮化）、物流に関する商慣習の問題（荷待ち・荷役等）に対する更なる対応のため、企業取引研究会における議論、意見公募手続（令和8年3月12日～4月13日）、公聴会（同年4月14日）等を踏まえ、令和8年6月、物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定を行った。

1. 物流特殊指定<改正>

（「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法」）

■対象：着荷主と発荷主との取引（物品の販売、製造請負、修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引）
<対象に追加>

■禁止行為：着荷主が、発荷主に対し、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為

①自己のために物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること

②運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること

例) 契約外の荷待ち・荷役を運送事業者を通じて行わせること。

※その他：現行の物流特殊指定に、取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等）

■施行期日：令和9年4月1日



2. 支払告示<新規制定>

（「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法」）

■対象：「製造委託等」の取引

※「製造委託等」とは、取適法上の①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託又は⑤特定運送委託をいう。

※取引上の地位が委託事業者に対して劣っていないと認められる者は、対象となる受託事業者から除く。

■禁止行為：正当な理由なく、給付の受領日から**60日以内**に代金を支払わないこと。

■施行期日：令和9年4月1日

3. 優越ガイドライン<改定>

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）

■独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、対価の決定方法について、実効的な価格協議が行われたかどうかが考慮要素となることを明確にすべく、優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の「想定例」において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記。

①拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例

②取引の打ち切り等の示唆により協議を行わない例

③協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例

意見公募手続及び公聴会の概要

概要

- 企業取引研究会での議論等も踏まえ、物流特殊指定改正案、支払告示案、支払告示運用基準案及び優越ガイドライン改定案について、意見公募手続を実施したところ（令和8年3月～4月）、66件の意見提出があった。
- また、物流特殊指定改正案及び支払告示案について、それぞれ公聴会を実施した（令和8年4月14日）。

主な提出意見

<物流特殊指定改正案>

- 「特定発荷主の利益を不当に害する」こととなるのは、どのような場合か。
- 特定発荷主又は運送を受託した事業者の責めに帰すべき理由がある場合の運送内容の変更・やり直しも規制対象となるのか。
- 取適法の考え方との違い・関係如何。
- 物流現場における長時間荷待ちや無償の付帯作業等の是正を通じ、取引の適正化及び物流の持続可能性を確保するという内容であるため、賛同する。

<支払告示案・支払告示運用基準案>

- どのような場合に「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」のか。
- 「正当な理由」の内容については、運用基準においても解釈が示されているが、解釈が広がることのないよう、支払告示にも例示等を規定すべきではないか。
- 中小企業・小規模事業者の実状に踏まえたものであることから賛成である。

<優越ガイドライン案>

- 優越的地位の濫用となり得る想定例をもう少し具体化した方がよいのではないか。
- 優越的地位の濫用となり得る想定例を盛り込んで示すことについて賛成である。

知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針 (略称：知財取引指針) について

策定経緯等

■策定経緯

- ・令和6年度の企業取引研究会において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言（令和6年12月）
- ・骨太の方針2025において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和7年6月閣議決定）
- ・企業取引研究会の下に知的財産取引適正化ワーキンググループ（知財WG）を開催、4回にわたり議論を実施（令和7年8月～令和8年2月）
- ・知財WGにおける議論を踏まえ取りまとめた実態調査報告書（公取委）・指針策定の方向性等に関する知財WG報告書（知財WG）を公表（令和8年3月）
- ・公取委・特許庁・中企庁において、知財WG報告書等を踏まえ、知財取引指針（案）をとりまとめ、意見公募手続実施（令和8年3月～4月）
- ・知財取引指針の策定（知財取引指針の内容を踏まえ、受託中小企業振興法に基づく振興基準の改正・公表、取適法運用基準等改正案の意見公募開始）（令和8年6月24日）

指針の概要

■目的

知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進すること

■全体像

・「情報の管理」、「知的財産権等の価値の適切な評価」など、知財取引に関する項目ごとに、基本的な考え方・独占禁止法上の考え方・実践例等を示し、加えて、関連する相談・支援窓口や契約書ひな形を提示。

指針のポイント

- ①特定の事業者や業種を対象を絞らず、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を提示
- ②知的財産権等（知的財産権のほか、権利化されていないノウハウやデータ）の取引全般が対象
- ③公取委において独占禁止法（優越的地位の濫用）等の考え方を提示（約70事例）することに加え、特許庁・中企庁において、適切な知財取引に向けた基本的な考え方やその実践例（約50事例）を提示
- ④様々な対価設定方法（レベニューシェア等）や対価設定における選択肢（成果物の工賃と知的財産権等の対価の区分等）を提示
- ⑤活用可能な相談窓口や体制を幅広く紹介

意見公募手続の概要

概要

- ・ 意見公募手続を実施したところ（令和8年3月～4月）、47件の意見提出があった。

主な提出意見

■ 特許を受ける権利に関して

- ・ 特許を受ける権利は本指針の対象にならないのか。優越的地位の濫用規制の対象にもなるのではないか。

■ 成果物と知的財産権等を区別して対価設定すること等に関して

- ・ 知財に関する価格交渉に当たって、発注者よりも受注者の方が価値評価に関する知見を有する場合には、相互に協力する旨の記載を設けてほしい。
- ・ 成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定すること自体が直ちに不適切であるとの理解が広がらないよう、知財も含めて包括的に対価設定する場合において重視する点を明確にしてほしい。

■ 優越的地位の濫用の考え方の明確化

- ・ 「優越的地位」の判断基準をより明確化してほしい。
- ・ 独占禁止法における「取引の対価の一方的決定」の考え方を明確化してほしい。

■ その他、賛同の御意見や今後の周知活動等への期待への意見

- ・ これまで公正取引委員会、中小企業庁、特許庁にて取りまとめた調査報告書、指針、マニュアル、ハンドブック、契約書ひな形などの内容が、分かりやすくコンパクトにまとめられ、全体としては大変よい内容。
- ・ 指針の周知活動を積極的に行うべきである。
- ・ 指針の要約版を作成し普及させるべきである。
- ・ 実態調査の継続実施を求める。

告示等の周知広報・モニタリングについて（予定）

周知広報

【事業者向け説明会】

- ・ 関係省庁と連携し、各業界団体向け等の説明会
- ・ 中小企業団体と連携した、中小企業向け説明会
- ・ 総務省・地方公共団体と連携した、47都道府県での説明会

【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

- ・ 「取引改善のススメ」をテーマとして、事業者に告示等の理解度向上のための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【動画等のコンテンツによる周知】

- ・ 分かりやすい動画等のコンテンツを作成し、Webサイト、SNS、各種メディア媒体で公開

【リーフレット・パンフレット等】

- ・ 分かりやすい概要リーフレット等の作成・配布

モニタリング

【モニタリング・フォローアップ調査】

- ・ 告示等に対応予定の各課題について、モニタリング・フォローアップを目的とした取引実態の調査を実施し、調査結果を公表するとともに注意喚起を実施
- ・ 独禁法・取適法上の問題となる事案があれば、厳正に法執行